

令和5年第8回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年7月27日(木)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	欠席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	欠席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩      主査 大河原 喜浩      主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第26号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第27号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、3番、4番にお願いします。

### 日程第2 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。1番と2番は関連がありますので一括審議でよろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは、本件担当の10番の申請地の状況について説明をお願いします。

10番

25日に現地を確認しました。場所は、巾着田〇〇の隣になります。現地は草刈がしてある状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請地は巾着田の中に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。

現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われま。

なお、昨年も同様に申請されており、一時転用後は現地を耕運機で耕し農地へ復元しています。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

### 日程第3 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の10番より申請地の状況について説明をお願いします。

10番

25日に現地を確認しました。場所は、巾着田管理事務所の東側です。現地は防草シートが敷設してあり、少し草が生えている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

9月からの曼珠沙華開花時期に申請地において、地域活性化のために地元農産物（花なす、ゆず、唐辛子、玉ねぎ、卵など）を販売する店舗用地として一時転用するものです。

当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思

われます。

なお、昨年も同様に申請されており、一時転用後は現地を農地へ復元しています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第4 議案第26号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第26号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

議案1について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、もくせい通り沿いにある〇〇のある交差点を西に入り、400mほど進んだ先に位置します。現地は、かぼちゃなどの露地野菜が栽培されています。

借受人は市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は300日となり、トマト、かぼちゃなどの露地野菜を有機農業栽培する農業者です。

今回、利用権設定の契約期間が過ぎる前に更新するため、申請に至っています。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

続いて議案2に入ります。本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。

4番

場所は、高萩小学校の南側で圃場整備されたところです。現地は稲作がされていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は350

		<p>日となり、水稻の他、パパイヤ、里芋など栽培する農業者です。</p> <p>申請地は、借受人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。</p>
議 長		<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員		<p>ありません。</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。</p>
11 番		<p>続いて議案3に入ります。本件担当の11より説明をお願いします。</p> <p>24日に現地を確認してきました。場所は下大谷沢地内を通る圏央道の北側になります。現地は耕作されていましたが、周囲の農地が草で生い茂っている状態でした。</p>
議 長		<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>譲受人は〇〇市在住で令和3年度から2年間、いるま地域明日の農業担い手育成塾に入校し、農業の知識及び経営等を学び、今年3月に担い手育成塾を終了認定(卒塾)しています。研修地を引き続き経営地としていくとともに、新たに農地を集積し、農業経営を少しずつではありますが拡大していきたいとのことで、今回の申請となりました。</p> <p>農業従事日数は、年間300日となり、申請地ではきゅうり、オクラなどの露地野菜を栽培する計画です。</p>
議 長		<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員		<p>ありません。</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。</p>
2 番		<p>続いて議案4に入ります。本件担当の2番より説明をお願いします。</p> <p>場所は〇〇保育園の北側に位置します。現地はさつまいもなどが作付けされていました。</p>
議 長		<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>譲受人は〇〇グループに属し、令和4年に設立された農業法人です。</p> <p>自給自足を目的として、栽培した野菜を保育園へ供給していくことを計画しています。従業員の中に〇〇市で水稻を経験している者、また、東京都内で指</p>

導農業士をする者を指導者として経営していくとのことです。

申請地では、さつまいも、玉ねぎなどの露地野菜を栽培する計画としています。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

#### 日程第5 議案第27号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第27号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局  
議長

<資料に基づき説明>

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、意見なしということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は、意見なしと決しました。

#### 日程第6 「専決処分の報告」について

日程第6「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が3件、農地法第5条第1項第6号が2件あります。

質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。